

マイナンバーカード・住民基本台帳カードによる

転出届、転入届

引越しに伴って他市区町村に住所を移す場合、引越し前の市区町村に「転出届」及びお引越し後の市区町村に「転入届」を提出する必要があります。

その際、**マイナンバーカードを所有している方が下記の条件に該当すれば「転入届の特例」制度の対象となります。**

対象の場合、前市区町村に転出届を出した時に紙の「転出証明書」は交付されず、マイナンバーカードを新しく住まれる市区町村にマイナンバーカードを持参することで転入手続き及びマイナンバーカードの継続利用手続きが可能です。新市区町村にてマイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)の入力が必要となるため事前にご確認ください。

特例による転出

- ・ 有効なマイナンバーカードを所有している方が、転出する世帯員のなかに1人以上いることが条件です。(一時停止・廃止・有効期限切れのカードではできません)

- ・ **特例転出を利用する場合、紙の転出証明書は発行されません。**

引越しが決まってから三股町の住所を出るまでの間に転出届を提出していただくこととなりますが、受け付けができるのは、転出日の14日前からとなります。

(急に住所を異動することが決定し、三股町の住所を出るまでの間に届出をする時間がないような場合で、転出後14日以内に届出をしたものも含まれます。)

【注意】 期間が経過している、又はマイナンバーカードが有効状態でない場合は、通常の紙の転出証明書の発行となります。

- ・ 郵送での特例転出届を希望する方は、「**郵送による転出証明書の請求について**」をご覧ください。

【必要書類等】

①届出人(来庁者)の本人確認書類本人確認書類

- ・ **官公署が発行した写真付きの身分証明書から 1点**
(例) 運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等
- ⇒ **ない場合は「氏名と生年月日」または「氏名と住所」がわかる公的証明書 2点**
(例) 健康保険証、年金手帳、学生証など。

通知カードは本人確認書類としてみとめられません。

② 健康保険証や印鑑証明書など

- ・ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証、介護保険被保険者証、印鑑登録証等(転出する方のうち該当するものをご持参ください。)

次ページに続く

③関係の分かる戸籍謄本や登記事項証明書

- ・別世帯にいる法定代理人の方が届け出に来られる場合に必要です。
- ・15歳未満の方の親の方や成年後見人の方であるかなどを確認します。
- ・三股町に本籍がある場合は、システムで確認できるため不要です。

④委任状

- ・別世帯の方で「任意代理人」が窓口に来られる場合に必要です。
- ・法定代理人が届け出る場合には、③をご覧ください。

特例による転入

- ・前市区町村で、マイナンバーカードによる特例転出をしていることが条件です。有効なマイナンバーカードを所有している方が、転出する世帯員のなかに1人以上いることが条件です。（一時停止・廃止・有効期限切れのカードではできません）
- ・以下の1. 又は2. 以降の日に転入届を提出する場合は、転出届出時に特例転入を希望していても、マイナンバーカードが失効しているため、特例転入ができません。
 1. 転入届を提出せず「転出の予定年月日」から30日を経過した日
 2. 転入届を提出せず「転入をした日」から14日を経過した日この場合、前市区町村で紙の「転出証明書」を取得してからの届出となります。
- ・転入届は、郵送では受け付けられません。役場にお越しいただく必要があります。

【必要書類等】

①マイナンバーカード

（三股町に転入する世帯員のうち、マイナンバーカードを取得している方全員分。）

【注意】継続利用を希望しない方がいる場合は、窓口でその旨をお伝えください。

②届出人(来庁者)の本人確認書類本人確認書類

- ・官公署が発行した写真付きの身分証明書から 1点
（例）運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等
⇒ ない場合は「氏名と生年月日」または「氏名と住所」がわかる公的証明書 2点
（例）健康保険証、年金手帳、学生証など。

③関係の分かる戸籍謄本や登記事項証明書

- ・別世帯にいる法定代理人の方が届け出に来られる場合に必要です。
- ・15歳未満の方の親の方や成年後見人の方であるかなどを確認します。
- ・三股町に本籍がある場合は、システムで確認できるため不要です。

④委任状

- ・別世帯の方で「任意代理人」が窓口に来られる場合に必要です。
- ・法定代理人が届け出る場合には、③をご覧ください。

次ページに続く

マイナンバーカードの「継続利用」とは

- ・ マイナンバーカード「継続利用」手続きとは、マイナンバーカードを新しく住む市区町村で引き続き使うための手続きです。
- ・ 継続を希望する方は、転入届提出日から90日以内に新市区町村にマイナンバーカードと暗証番号がわかるものをご持参ください。
- ・ **新住所に住み始めた日から14日以内に転入届が受理されていることが条件**です。
ただし、以下のどちらかに該当する場合は、マイナンバーカードが失効しているため、継続利用ができません。
 1. 転入届を出した日が、転出届出時の異動予定日から30日を経過している。
 2. **転入届を出したあと、マイナンバーカードの継続利用をせずに転入届を提出した日から90日を過ぎた、又は他市区町村へ転出した。**

※ 転入者にマイナンバーカードをお持ちの方が複数名いるときは、それぞれの方についても同じのため、忘れずに全員分のマイナンバーカードをお持ちください。
- ・ 継続利用を希望する場合は、窓口で暗証番号の入力をさせていただきます。継続を希望するマイナンバーカードを本人または同一世帯の方がご持参ください。
なお、事前に暗証番号をご確認のうえお越しくください。
- ・ **任意代理人が届け出る場合には、必要な書類が増えるなど手続きが複雑になります。事前に下記の《受付窓口》までご相談ください。**

《受付窓口》

三股町役場 1階 町民保健課 戸籍住民係③窓口